

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課・医療福祉連携推進課)

五

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

(医療福祉連携推進課)

六

告 示

道路の区域変更

(道路維持課)

一一

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課)

一二

土砂災害特別警戒区域の指定

(同)

一三

規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成二十二年岐阜県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付けの認可の申請)

第十八条 法人は、法第四十二条の三又は法第七十九条の五の規定により土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(以下「土地等」という。)の貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該法人が貸し付ける土地等の所在地
 - 二 当該貸付けの方法及び期間
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地等の貸付けに関する規程
 - 二 土地等の配置及び規模を示す図面
 - 三 当該貸付けに係る契約の契約書案

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十九号）の
一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第3条関係)

岐阜県収入証紙 (申請者が消印しないこと。)

准看護師免許申請書

都 道 府 県		施行准看護師試験合格	
合格年月日	年 月 日	受験番号	

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有 ・ 無 _____
- 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 (有の場合、違反の事実及び年月日)
有 ・ 無 _____
- 出願後の本籍又は氏名の変更の有無 (有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有 ・ 無 _____
- 旧姓併記の希望の有無
有 ・ 無 _____

上記により、准看護師免許を申請します。

年 月 日		登 録 番 号	※
年 月 日		登 録 年 月 日	※
本 籍 (国籍)	都 道 府 県		
住 所	(〒 —)		
ふりがな	(氏)	(名)	性 別
氏 名	(旧姓)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日生	電話番号	() —

岐阜県知事様

添付書類

- 医師の診断書
(発行の日から1か月以内)
- 戸籍抄 (謄) 本又は住民票の写し (本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの)
(発行の日から6か月以内)

県の受付印	保健所の受付印
※	※

ただし、旧姓併記希望の場合は、戸籍抄 (謄) 本を添付してください。

なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付してください。

- (1) 中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し (国籍等の記載があり、個人番号の記載がないもの)
- (2) 短期在留者：旅券その他の身分を証明する書類の写し

- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 該当する不動文字を○で囲んでください。
 3 黒ボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。
 4 生年月日を記入する際には、元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については、西暦で記入してください。
 5 岐阜県以外の都道府県において実施した試験に合格した者は、合格証書の写しを添付してください。※なお、申請の際には、当該合格証書を持参し、原本照合を受けてください。
 6 戸籍抄 (謄) 本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。

第2号様式 (第3条関係)

岐阜県収入証紙 (申請者が消印しないこと。)

年 月 日

岐阜県知事様

住 所	(〒 —)
ふりがな	
氏 名	

准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書

次のとおり、記載事項に変更を生じたので、准看護師籍訂正・免許証書換え交付を申請します。

登録番号		登録年月日	年	月	日
変更理由		変更年月日	年	月	日
	変	更	前	変	更
本 籍 (国籍)		都 道 府 県		都 道 府 県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	
氏 名					
	(旧姓)		(旧姓)		
旧姓併記の希望					有 ・ 無
生年月日	年	月	日	性 別	男 ・ 女
				電話番号 ()	—

登 録 番 号	※	登 録 年 月 日	※
県 の 受 付 印		保 健 所 の 受 付 印	
※		※	

添付書類

- 1 提出期限 (30日) を過ぎたときは、遅延理由書
- 2 戸籍抄 (謄) 本 (発行の日から6か月以内)

なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付してください。

- (1) 中長期在留者及び特別永住者：①住民票の写し (国籍等の記載があり、個人番号の記載がないもの)、②変更事項を証明する書類
- (2) 短期在留者：①旅券その他の身分を証明する書類の写し、②変更事項を証明する書類
- 3 免許証

- (注意)
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 該当する不動文字を○で囲んでください。
 - 3 黒ボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。
 - 4 生年月日を記入する際には、元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については、西暦で記入してください。
 - 5 戸籍抄 (謄) 本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。

別記第三号様式中「^⑬」を

「^⑭」を「^⑮」に改

「^⑯」に改

める。
別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第3条関係)

岐阜県収入証紙 (申請者が消印しないこと。)

年 月 日

岐阜県知事様

住 所	(〒 —)
ふりがな	
氏 名	

准看護師免許証再交付申請書

次の免許証を 損傷 ・ 亡失 したので、再交付を受けたく 免許証 ・ 関係書類 を添えて申請します。

登録番号		登録年月日	年 月 日
本 籍 (国籍)		都 道 府 県	申請の 理 由
ふりがな	(氏)	(名)	性 別
氏 名	(旧姓)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	電話番号 ()	—

- 添付書類
- 再交付に関する調査及び意見書
 - 亡失した理由が盗難、火災その他のり災等の場合であって、その事実を警察署、消防署等で証明できるものについては、当該証明書
 - 戸籍抄 (謄) 本又は住民票の写し (本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの) (発行の日から6か月以内)
ただし、旧姓併記希望の場合は、戸籍抄 (謄) 本を添付してください。
なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付してください。
(1) 中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し (国籍等の記載があり、個人番号の記載がないもの)
(2) 短期在留者：旅券その他の身分を証明する書類の写し
 - 免許証を損傷したときは、その免許証

登 録 番 号 ※	登 録 年 月 日 ※
県 の 受 付 印	保 健 所 の 受 付 印
※	※

- (注意)
- ※印の欄には、記入しないでください。
 - 該当する不動文字を○で囲んでください。
 - 黒ボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。
 - 生年月日を記入する際には、元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については、西暦で記入してください。
 - 氏名欄の旧姓は、発行済みの免許証に旧姓を併記していた方のみ記入してください。

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年一月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	大原線 富之保線	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	富之保線	関市富之保字雁曾礼下堂 谷内五四九七番一地先から 同市同 字同 五四八八番一地先まで	前	三・九 五・六	七・四	
			後	四・七 八・八	七・四	

岐阜県告示第九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので

同条第四項の規定により告示する。

令和三年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
越原1	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原2	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原3	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原4	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原5	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原6	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原7	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原8	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原9	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越原10	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土1	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土2	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土3	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土4	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土5	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土6	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土7	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土8	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土9	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神土10	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	<p>（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>岐阜県告示第十号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。</p> <p>令和三年一月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>																																																																																																			
				神土7	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土8	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土9	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土10	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土11	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土12	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土13	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土14	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土15	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土16	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土17	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土18	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流	神土19	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流																																																
五加1	加茂郡東白川村五加	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土15	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土14	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土13	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土12	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土11	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土10	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土9	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土8	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土7	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土6	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土5	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土4	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土3	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土2	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	神土1	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原10	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原9	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原8	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原7	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原6	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原5	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原4	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原3	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原2	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	越原1	加茂郡東白川村越原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務
所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

神土 19	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流
神土 18	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流
神土 17	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流
神土 16	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流
神土 15	加茂郡東白川村神土	次の図のとおり	土石流

令和三年一月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社